

随意契約理由書

件名	神戸ファッションマートエスカレーター改修工事	
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	
随意契約の理由		
本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエスカレーター2基の改修工事である。 対象のエスカレーターは1991年の施設の竣工当初から運用されているため、設置から34年経過しており、メーカーの推奨する更新年を迎え、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から大規模改修を行う。 本工事は、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用し、部分更新を行うことで、作業による昇降機停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。 エスカレーターのトラスを流用した改修工事は、当初設計に基づく構造・寸法・機器配置など改修部位と既設部位との機械的整合が重要であり、既設メーカーである上記業者が保有する技術・能力でなければ、構造的及び安全上の検証を行うことができない。 以上のことから、性能を保証できる施工は既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。		
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係	(電話番号 078-595-6599)